

所 有 権 解 除 依 頼 書

【所有名義人】

殿

※下記記入欄は所有権を解除する車両の車検証をお手元にご用意いただき、ご確認の上ご記入ください。

登録番号	車名	初度登録年月	型式	車台番号
		昭和 平成 令和 年 月		

この度、私の使用する上記車両の所有権解除登録手続きに関する一切の事項（登録書類作成等）について、下記書類を添えて依頼いたします。受託者に登録書類の引き渡し、及び残債等の連絡を承諾いたします。
尚、依頼後において、貴社にご迷惑が生じることがあった場合、私が責任をもって解決いたします。

令和 年 月 日

依頼者
〔買主または使用名義人〕

住所

T E L

氏名 印

※徳島県外から解除依頼される場合は**実印を捺印し、印鑑証明書を提出**してください。

上記車両の登録手続きに関する一切の事項につき、依頼者と連名にて依頼いたします。
尚、依頼後において貴社にご迷惑が生じることがあった場合、当社が責任をもって解決いたします。

受託者 住所
〔販売店〕 社名
T E L
役職名
氏名 印

《所有権解除必要書類》 ※証明書類は全て発効後 3 ヶ月以内のものです。

所有権解除書類発行に必要な一般的書類は下記の通りです。

① 自動車検査証（車検証） または 自動車検査記録事項（電子車検証の場合のみ）

※自動車検査記録事項が無い場合は電子車検証本通が必要になります。

② 所有権解除依頼書（本通）の原本

※コピー不可

③ 使用者の写真付き公的証明書の写し

〈写真付き公的証明書の例〉

- ・ 運転免許証
- ・ マイナンバーカード
- ・ パスポート
- ・ 身体障害者手帳（写真付きのもの）
- ・ 住民基本台帳カード（写真付きのもの） 等

※県外からの解除依頼（依頼者欄に実印捺印された場合）は印鑑証明書のみで結構です。

④ ③について、

A： ①に記載の住所と転居や移転等で一致しない場合は連続性確認の為、

- ・〔個人の場合〕 住民票（附票／除票）
- ・〔法人の場合〕 登記簿謄本等

B： ①に記載の使用者名が合併・統合や結婚等で変わっている場合は同一性確認の為、

- ・〔個人の場合〕 戸籍謄本 または 戸籍抄本
- ・〔法人の場合〕 登記簿謄本等

C： ①に記載の使用者が死亡や廃業・法人解散等で存在しない場合、

- ・〔個人の場合〕 相続人の氏名が記載された戸籍謄本 および 相続人の写真付き公的証明書（③）
- ・〔法人の場合〕 ※個別に業務課へお問合せください

以上の書類をそれぞれご提出ください。

- スムーズな処理を実施する為、必要書類を事前にFAXにて送付し、業務課宛にご一報ください。
- 送付いただく書類は個人情報となります。FAX番号間違い等には十分ご注意ください。
- その他ご不明点ございましたら業務担当者までお問合せください。

徳島日産自動車株式会社 業務課

〒770-0942 徳島県徳島市昭和町 8 丁目 4 4 - 5

TEL：088-623-2162 / FAX：088-653-2410